

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 53 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 11 月 27 日（木） 10:00～11:25

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、甲斐専門委員、門平専門委員、佐多専門委員、水澤専門委員、
筒井専門委員、永田専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、
猿田評価調整官、横田課長補佐

5. 配布資料

資料 1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）
の進捗状況について

資料 2 生体牛及び食肉の評価の比較（暫定版）

資料 3 コスタリカ・ニカラグア・パナマ・ホンジュラスへの追加確認

参考資料 1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）
評価手法（案）

参考資料 2 オーストラリア・メキシコ・チリ・ブラジル・ハンガリーへの追加確認
が必要な事項

6. 議事内容

○吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第 53 回「プリオン専門調査会」を開催したいと思います。

本日は、8名の専門委員が御出席になっております。

食品安全委員会からは、見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、畑江委員、本間委員に御出席いただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第53回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」がございますので、御覧ください。

では、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

○猿田評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに5点ございます。

資料1「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）の進捗状況について」。

資料2「生体牛及び食肉の評価の比較（暫定版）」。

資料3「コスタリカ・ニカラグア・パナマ・ホンジュラスへの追加確認」。

参考資料1「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）評価手法（案）」。

参考資料2「オーストラリア・メキシコ・チリ・ブラジル・ハンガリーへの追加確認が必要な事項」。

以上の資料を御用意させていただいております。不足の資料等がございましたら、事務局までお声がけください。また、これまで配付させていただいた資料はお机の上のファイルにとじてございますので、御利用ください。

事務局からは、以上でございます。

○吉川座長 お手持ち資料はございますか。ありがとうございました。

それでは、今日は特にリスク管理側からの報告その他はないので、12時まで丸々いっぱい審議をしたいと思います。

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価、自ら評価について審議したいと思います。これまで一応評価のルールを決めつつ、最初に資料が届いて、翻訳の終わった5か国について、生体牛から食肉・内臓の処理までの評価の方式と、それに基づく評価を進めた上で、前回最終的な評価を進めるに当たって、提出資料の不足分についての審議をしたと思います。

一応1週間の期間を置いて、追加の質問に不足があるかという問いをしましたけれども、特にないということで、大使館の方を通じて先発の5か国に関して、もう一回追加の質問を送るという格好になっています。

今日からは、お手元に資料が配付されていると思いますけれども、翻訳の終わったコスタリカ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラスについて、具体的な評価を進めていきたいと思います。また、後で説明があると思いますけれども、事務局の方から先発の5か国に対して質問の追加を行ったわけですがけれども、それと併せて回答書の中での主な問題点と追

加質問の必要なものについて、少し整理していただいておりますので、それを基に回答書及び今までの評価法になぞられて、この4か国を評価するに当たって、問題事項あるいは追加質問の必要な事項等について、評価を進めながら進行していきたいと思っております。

現在の進行状況等について、事務局から説明をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、資料の説明をさせていただきます。まずお手元に資料1を御用意ください。

資料1はタイトルが「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）の進捗状況について」でございます。現在の各国からの回答に基づく資料の整備状況について、まず御報告させていただきます。

これまで回答をいただいた国は、回答書の接受状況というところで済と記載がありますオーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラスの9か国でございます。このうちオーストラリア、メキシコ、チリ、ブラジル、ハンガリーにつきましては、前回、追加確認事項を整理していただきまして、今、座長の方からお話があったとおり、外交ルート等を通じて再確認等を行う手はずでございます。

前回まとめていただいたものは、本日、参考資料2ということで追加確認事項を配付させていただいております。また、残りの4か国、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラスでございますけれども、こちらにつきましては前回、回答書の仮訳とその情報を整理したシート、生体牛の評価の試行結果をまとめた紙を配付しておりまして、本日はその中に☆になっているところがございますけれども、追加確認が必要な事項（案）という形で資料を準備させていただいております。

資料1は以上でございます、その次に資料2を御覧ください。こちらはA3のカラーの紙になってございますが、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラスの4か国につきまして、これまでに合意した生体牛及び食肉の評価手法に基づいて、項目ごとに暫定的に整理をしたものでございます。

この紙の中で赤い色の字で記載している部分につきましては、これまでの審議等を踏まえて、今後評価を進めるに当たって追加確認が必要ではないかと考えられる事項でございます、これは前回オーストラリアを始め5か国を審議したときと同じようなスタイルで整理しておりますが、前回お配りした回答書を御覧いただければわかるかと思っておりますけれども、今回の4か国につきましては、回答書の方は空欄の部分がその前の5か国に比べて多いような状況もございまして、かなり赤い字の部分が多くなってしまっている状況でございます。

その赤い字の部分を実際の追加確認項目として整理したものが、資料3になります。こちらの方は国別に整理をしておりまして、1～8ページまでがコスタリカへの追加確認事項ということで、イタリックで網かけになっている部分が今回の追加確認の事項ということで、回答書で空欄の部分がかなりあったので、そのまま前回の回答書の質問項目を持っ

てきているような部分もありますが、前回の回答で趣旨が伝わらなかったような部分もあるかもしれないということで、イタリックの網かけで、ここの部分はこういう趣旨で回答をしてほしいということを丁寧な形で再整理したということでございます。

9 ページ目以降が同様のスタイルでニカラグアに関して、20 ページ以降がパナマ、31 ページ以降がホンジュラスに関して、大体同様のスタイルでまとめたものという形になりまして、前回の5 か国に対しては各国大体2 ページ程度とかなり薄かったのですが、今回の4 か国に関しては回答書の方の空欄が多かった関係もございまして、各国大体10 ページ前後になり、分量的にはやや多くなっている状況でございます。

本日はこの4 か国につきまして、回答書の内容等を踏まえて、追加確認すべき事項の方を整理、御確認いただきまして、内容的にまとまりましたら、各国に追加確認ということで照会を行いたいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、参考までに前回までに配付しております各国の回答書でありますとか、情報整理シートにつきましては、卓上のファイルにとじておりますので、適宜御参照をいただければと思います。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。

それでは、これから主に資料2、資料3、参考資料、各国からの回答等に基づいて議論を進めていきたいと思っております。議論を始める前に今の事務局からの説明に関して、何か御質問はありますか。

それでは、議論していきたいと思っております。基本的には前回あるいは前々回、5 か国について回答書を事務局の方で整理してもらった一覧表。ここでは新しい4 か国としては資料2。

それから、先発5 か国にならって、今、事務局の言われたように回答書を見ていただければわかりますけれども、前回の5 か国と比べるとかなり空白の部分の多い回答、あるいはこちらの質問に対して少し勘違いをしているような回答部分というのがあるということで、前5 か国にならってカラムを埋めると、前回のルールでわからないところは不明と赤になっていますし、追加質問として確かめなければいけないところ、あるいはもう一回詳しく聞かなければいけないところがそれぞれ生体牛のリスク評価の部分に赤で書いてあり、2 ページの方は、食肉・内臓のリスク評価に関して不足分のところが赤で書いてあります。

資料3は、たたき台として、その各4 か国に関して、今の赤字に対応する部分の追加確認事項という形で、それぞれの国別に項目別に確かめの確認の部分と不足部分の質問という格好で整理されております。

一応前回にならって、前回は国別にやるとダブるところが多いというので、資料2で見れば横欄ですね。侵入リスクから始まって、暴露増幅リスク、サーベイランス、食肉の方のSRM除去の実態、と畜上の検査、スタンニング、ピッシング、日本向けの輸出条件と

項目別に並べて、横のラインで議論を進めていったのですけれども、今回もその方が重複が少ないと思うので、そういう方向でやりたいと思いますけれども、いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、侵入リスクについてです。コスタリカに関しては回答書では生体牛、肉骨粉、油脂等について記載されていて、最初に決めたリスク評価の結果とすれば無視できるということで、特に問題ないのですが、資料3にあるように表1の1988年スペインから35トンの輸入があったという記載がされているのですが、回答(2)では、スペインからの輸入が1998年と記載されているということで、記載の不一致についての確認ということになります。その程度で、これに関しては特にいいですか。

それでは、ニカラグアですけれども、この辺からやや複雑になってきます。ニカラグアに関しては、実際のデータとして書かれているのが96年ということで、それから後に関してはデータが書かれているけれども、それより前に関しては不明あるいはこの場合、肉骨粉の輸入に関してはデータがないという回答ということになります。

この前も少し議論したことがありますけれども、前回は大体回答されているところが多かったわけですが、不明あるいはデータという場合でも、もう片方で国際貿易のユーロスタットとかその他の方に当該国に輸出したというデータがある場合に、どう取り扱うかということを考えておかなければならない。

不明の部分に関しては、もう一回わかるかどうかを確かめるということになりますけれども、データがないという回答のところは、もう問い合わせてもさかのぼりデータがないということですから、その取扱いに関してどうするかということできれば議論しておきたいと思います。

ニカラグアの回答、仮訳のところがありますけれども、2000年以前は肉粉・骨粉及び肉骨粉に関するこの種の記録がないため、情報は存在しないというのが答えになっております。生体牛その他に関しては、2000年からのデータを付けてくれた。したがって、事務局としてはそれ以前のものに関しては不明となっています。

回答書の5ページの第3条の肉骨粉の輸入のところで、2004年4月20日の第3条、動物用飼料は何かによりBSEリスクがないと判断されているもの、または反すう動物のタンパク質を使用していない製品であることの認証を受けているものに限り輸入することができるという訳になっているけれども、ここは訳が足りないというか、言葉が抜けてしまっていて、多分向こうは何か答えたとは思っています。

○横田課長補佐 訳を確認しますけれども、恐らくOIEという言葉が抜けているのだと思いますので、OIEによりBSEリスクがないと判断されているものだと思います。

○吉川座長 確かめておいてください。ここはどう扱いますか。少なくともニカラグアに関してのユーロスタットとか、そちらのデータはあるはあるわけですか。

○横田課長補佐 ニカラグアに関しては、卓上の回答書のつづつであるファイルで、オーストラリア以外の8か国がつづつであるファイルの方のニカラグアの最後に生体牛の評価

の試行結果という、資料5-3というカラーの紙が付いているかと思います。その2～3ページ目が細かい回答書の数字であるとか、貿易統計でこちらが確認した数字を記載しております。

簡単に御紹介しますと、ニカラグアの生体牛の評価の試行結果の2ページ目が生体牛になりまして、回答書では2000年以降しか回答がなかったということで、問題となるような国に関してはメキシコが2006年以降98頭というところだけになりますけれども、こちらで貿易統計を確認したところ、その他の国としてアメリカから頭数的には100頭とか800頭台ということで、アメリカの荷重係数を考えるとそれほど大きな頭数ではないのですが、一部輸入があるということでございます。

ただ、いずれにしても、この貿易統計に基づいて判定をしても判定結果は無視できるということで、多分影響を受けない程度の頭数にはなるかと思えます。

その下3ページ目が肉骨粉になります。こちらは回答書の方では、特にBSEのリスクがあるような国からは輸入がなかったということになりますけれども、貿易統計の方では91～95年にアメリカから15トンの輸入があったということがこちらで確認した範囲では数字が出ておりますが、これも量的にはアメリカの荷重係数を考えますと、それほど大きな量ではないということで、仮にこれで判定をしても無視できるということになるかと思えます。

ニカラグアの回答書及び貿易統計の概要は、以上でございます。

○吉川座長 ということで、事務局の方の把握としては、ニカラグアに関しては向こうの回答書には書かれていないけれども、国際貿易統計の方ではアメリカあるいはケースによってはメキシコから少量あるいは生体牛あるいは肉骨粉が輸入されているデータは、以前に決めた各国のリスクの重みづけと換算を考えれば、実際にはその数字を入れたとしても、リスクは無視できる範囲にとどまるということですが、それはそれとして、こういったケースでのデータの取扱いをどうするかということのを少し整理しておきたいと思えます。

もうざっくりばらんに国際貿易統計にこういう数字があるけれども、あなたの国の回答では不明あるいはデータがないということになっているけれども、どう考えるかと直接尋ねるか、あるいはデータがないならこういうデータを使うけれども、いいかという格好で尋ねるか。いずれにせよデータがあるのに不明という格好で分析するよりは、データの取扱いを決めて、こういう理由で使わないなら使わない、こういう理由で使うなら使うとはっきりして評価をした方がわかりやすいと思うし、その方がいいのではないかと私は個人的には思いますが、どうですか。

○永田専門委員 私もそれでいいと思えますけれども、できれば中身がわかると本当はありがたいですね。この場合は恐らくニカラグアへ入って処理されているのだと思うのですが、そうでない場合もあるのです。一時的にそこへ入るけれども、それをまた直通で輸出してしまったとか、そういうことが出ていないかということが。これは入っただ

けで出る方も一緒に見ていないのでしょうか。

○吉川座長 たしかコスタリカでしたか。どこかの国はそういうのを書いてあったところがありましたね。入ったけれども、それは一時的なトランスポートで、ファイナルのところがあって、そこに出ていったという記載がされていた国はあったと思います。ちゃんと把握していればそういう記載になるけれども、向こうがもう記録がないとか不明という場合は、ひょっとした中継であったというケースの場合にはすぐわからないという格好にはなってしまいます。貿易統計の方を直接当てはめるということになる。あるいはこういうデータがあるけれども、どうかと言えば、もう一回調べたらこうなっていたという回答が来るケースもあるかもしれないし。

○永田専門委員 ですから、もう一度聞いてみるのがいいと思います。

○吉川座長 どうですか。そうでしょうか。では、その点に関しては、こちらのデータでは国際貿易統計でこうなっているけれども、それについて回答してくれという問い合わせで送ってくれますか。

○横田課長補佐 一応、前回の整理をした際に、国際貿易統計を使った場合は、判定が大幅にずれるようなときは照会するという整理で、前回の国に関しては貿易統計と回答書で数字が全然違うところに関して、追加確認の事項とすると整理しました。今回の国は同様の確認を行いました。今御説明しましたように無視できるということで、判定が変わらない場合については、追加確認事項としなかったということでございます。

○吉川座長 わかります。ただ、前回は相手国の回答とこちらが持っているデータの乖離が大きかった場合にどうしようという議論をしたのであって、向こうの回答がなくて、こちらがデータを持っているケースについてどうしようというのは別の問題ですから、最終的判定が無視できるようになるまいが、こういう判断の仕方をするけれども、それでもいいのかということは、相手側に問うておくべきだと思います。

それは困ると。うちはデータがないけれども、勝手に使ってくれるなということ、最後の判断がどういう形になれ、そういう国もあるかもしれないし、そういうなら調べてみたらこうなっているというデータを返してくれるケースもあるかと思うので、最終ジャッジにかかわらず、こういうケースをどうするかということにしておかないと、例えば無視できないレベルのユーロスタットデータが出てきて、相手国はデータがないといったときには、もし今回の場合は無視できるかもしれないということで、問い合わせないということになると、そういうケースが出てきたときにはどうするのかという議論をまたしなければならぬ。

答えのいかんにかかわらず、ルールとしては、そういうことを考えれば、問い合わせるなら問い合わせた方がいいのではないかと思いますけれども、どうですか。では、そうしていただけますか。

パナマに関しての不明は、これも同じ状況でしたか。では、これも同じような質問で、こちらにデータがあればその旨を伝えて、確かめてくれという形で、ホンジュラスも同じ

ですね。

そうすると、侵入リスクについてはそういう格好で、不明な点に関してはこちらのもっているデータと考え方を言って、それに関して回答をもらうという形にしたいと思います。

あと、私が個人的に見ていって、多少悩ましいですけれども、4か国のうち2つの国は動物性油脂の輸入量が結構多い。特に最後のホンジュラスは、割合細かくわかりやすく回答をしてくれているのです。ヨーロッパからではないのですが、米国、ほかから年間2万トン、ときには6万トンくらいの動物性油脂を使っているということと、使用形態のところに、乳牛については代用乳とかカーフスターターを利用しているという記載があって、あまり今まで代用乳を含めた動物性油脂をどうリスクの中で扱うかというのを議論してこなかったのですけれども、タンパク量から換算すれば、確かに動物性油脂の中でのプリオンの入ってくるリスクというのは、肉骨粉に比べれば相対的に低いということは、国際的にも認識されていますけれども、これに関して気になったものだから、どうしたらいいのか。既に今までの国でも動物性油脂がかなり動いた国はありましたか。

○横田課長補佐 そうですね。前回の国とかでも、例えばメキシコ辺りは米国からかなりの量を輸入しております。この卓上のファイルのメキシコの回答書の11ページを御覧いただければ、毎年数十万単位で輸入されているという状況でございます。

○吉川座長 そうですね。だから今まで議論しないで通ってきて、確かにこうやって見ると、メキシコの方が23万トンですから、輸入量としては10倍くらい多い格好になっているし、当然乳牛の場合には初乳代用乳を利用しているので、今まで特に対象にしてこなかったものをここで対象にする必要はないのではないかという格好であれば、もうこの侵入リスクの生体牛、肉骨粉及び併せた全体という今までの方式で押していくか。

どなたかいい考えはありますか。この際、強制的に発言を求める格好になるかもしれませんが、筒井さん。

○筒井専門委員 動物性油脂なのですけれども、私が個人的に考えるのは、いわゆる動物性油脂の中にもグレードによってかなりリスクが違うということですね。動物性油脂と一言に言っても、例えば食用に回るものなども多いと思います。そうしますと、単純に輸入量だけを見てリスクを語るというのは難しいのかなという気は正直しております。

例えば肉骨粉とか生体牛はかなりの割合で牛の口に入る可能性があるのだろうと思うのです。ただ、果たして動物性油脂がそのままダイレクトに牛に行くことが多いと考えられるかどうかは、そういう意味では疑問に感じます。本来ならば、この目的は何か。例えば関税分類上は食用に回るものと回らないものとかがわかればいいんでしょうけれども、それがわからないということになると、この多寡をもってすなわちリスクは高いとするのは難しいのかなと正直思います。

○吉川座長 そうなのですが、質問書を見ると、例えばホンジュラスの12ページですけれども、動物性油脂の輸入を述べた後に、動物性油脂の使用用途で食用・飼料用その他と、今、言われた、その中身を問うているのですけれども、何も書かれていないのです。大半

が食用のファンシータローのケースの輸入であるということ把握できていれば、それはそれで特にそうですかという話になるのですけれども、そこまで細かく把握していないで、統計記録にあるから、そのままトン数を書いてきたという格好になっているのかもしれませんが。確かに動物性油脂という一くくりの中には、イエローグリースもあればファンシータロー、食用のものもありますし、行動としては両方併せたもので、重量で書かれてしまうという問題はあると思うのですが、確かにさっきの回答のところでは、その中身については、確かにそういう難しさの部分とメキシコとかは書いてあったのでしょうか。

○門平専門委員 書いていないです。

○吉川座長 それでは、なかなかその中身を細かく把握することが結構難しいのかもしれないですね。関税コードで入ってきたものの中身を更に実際に細分するというのは、そんなに楽なことではないのかもしれませんが。

筒井専門委員の意見としては、難しいからこの際どうすればいいと。

○筒井専門委員 いわゆる補足的なものとしてとらえた方がいいかもしれないですね。全体のリスクを考えた上で、例えばほかのリスクが非常に高いところにあっては、それほど大きな問題にならないでしょうけれども、いわゆるこれだけが突出して高い、ほかのものが全然入っていないというところでは、どうなのでしょう。

最終的に判断する上で、1つの参考情報として考え、それでもリスクを検討する必要があるれば、そこを何らかの形で再確認するとか、そういう方法をアディショナルな形で考えないと、そのままダイレクトに数字を置き換えてという形では厳しいのかなと思います。

もしくはそれについて、突出した国についてはこういう評価をするけれども、これは輸入された動物性油脂の全部をリスクのあるものとして我々は考えているけれども、それでいいかという再確認を輸出国にするとかね。

○吉川座長 割合リーズナブルな気がします。確かにそういう意味では、生体牛、肉骨粉に比べて、そのままダイレクトに同じ重さでリスクに結び付いてくるということはないと思うので、1つの立場としては補足的に考えようという、その上で把握できるなら、そんな細かいパーセントでなくてもいいから、大半は食用に使われているものだとか、あるいは飼料用に回るものだということがわかれば、定性的な記述でもいいから記載してくれということの後判断のために求める。それでいいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 では、動物性油脂の取扱いについては、ほかの2項目に比べて、直接全部がそのままリスク要因になるという問題とは違う性質のものであるということを考えて、データとしては他の2項目の補足的な評価として使うということと、動物性油脂のコードのそういう特性を見て、使用用途がある程度の範囲でわかるなら、それについての説明をもらおうと。必要な場合には補足要因として評価に使うということを進めたいと思います。いいですか。

(「はい」声あり)

○吉川座長 それでは、侵入リスクに関しては、そういうこととなります。その辺りが先ほどの各国の質問事項の資料3のところに書かれております。今日の意見のところも加味して、追加質問をまとめていただけますか。事務局、それでいいですか。

○横田課長補佐 わかりました。資料3は今の御指摘を踏まえて修正をしまして、また後日、メール等で確認をさせていただければと思います。

○吉川座長 それでは、次の暴露増幅リスク。大きな項目として、飼料規制、SRMの利用、レンダリング条件、交差汚染防止対策の4項目あります。

飼料給与に関しては2001年にどうもこの辺の国々の共通なルールとして、反すう動物から反すう動物を止めるというルールが適用されたように各国の回答がなっております。ホンジュラスはこの国々と一緒に動きはないのですか。

○横田課長補佐 この辺りの詳細な情報は持ち合わせておりませんが、いずれにしてもホンジュラスの回答書だけは、その飼料給与禁止に関する規制の部分は特に記載がなかったので、ここはやはり一番大事なところだと思いますので、確認をした方がいいのではないかとということで整理しております。

○吉川座長 一国だけ。私も国の関係とか地理の関係とか政治関係はわからないのですけれども、何となくみんな2001年2月ころに一斉に決めているので、その辺を確かめていただけますか。

SRMの利用に関しては、SRMの利用実態の詳細が各国とも明確になっていないというので、追加質問をするということになります。

ヒトの食用等に関してはそこに書いてあるように、かなりそれぞれの国がレベルを決めてあるということです。

レンダリングの条件に関しては、そこにあるようにレンダリング施設の概要あるいは処理の条件、規制遵守状況等について、各国とも記載がないということです。これは4か国とも基本的にはレンダリングをしているという回答になっているわけですか。

○横田課長補佐 レンダリングのところに関しては、各国ほとんど記載がないような状況でございまして、もしかしたらレンダリングという言葉が正確に伝わっていない可能性もあるのかなと思ひまして、例えば資料3の4ページ目がコスタリカの部分のレンダリングのところですか。4ページ目の一番上でレンダリング施設数から以下、概要等の質問なのですが、その部分の網かけの一番下のところですが、「レンダリングは牛や豚などの家畜、と畜を解体するときに出る食用にならない部分を加熱し、水分を蒸発させ、油分を分離し、残渣を飼料、肥料や工業用資材に製品化すること。」、このような工程をレンダリングだという説明を付け加えた上で、レンダリング施設に関するデータでございましてとか、5ページ目がレンダリングの処理条件であるとか、下の方が死廃牛の処理であるとかに関して、以前の質問書と基本的には同じ質問になりますけれども、再度網掛けのイタリックでこういうことを書いてもらいたいのだということになるべく丁寧に説明を付けた上で、再度照会をするという形でまとめております。ニカラグアとホンジュラスに関しても基本的には

同様の形で追加確認をするということで整理をしております。

○吉川座長 わかりました。各国回答がないというのは、ひょっとしたらレンダリングという言葉自身に関して、あまり明確なイメージを持っていなくて、似たようなことならやっているけれども、それをレンダリングと思っていないということがあるかもしれないので、そういう説明を加えた上でもう一回問い直すということで、これはそれでいいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、交差汚染防止の部分です。これも自分が回答する側になると結構細かくて、把握するのは厳しいなというのものもある程度わからないではないけれども、混合飼料をどの程度しているか。農場での飼料規制がどうなっているのか。あるいは飼料の製造流通の規則とその遵守状況とかサンプリングをどういうふうにしているのかという問題で、回答もパナマのように返ってきているところもありますし、多くの国は回答の埋まっていないところがあるというので、改めてもう一回問い直すということになるかと思うのです。これもどこまで回答が返ってくるかはわかりませんが、前の国々併せて評価していくには、情報としてはあるに越したことはないので、尋ねていただけますか。

一応、暫定案として暴露増幅リスクの年代別のものがそこに。高い中程度とか、そういう形で書いてありますけれども、回答が返ってくればもう少し正確な格好で全体評価が可能になるかと思えます。

サーベイランスの欄ですけれども、基本的にはどこの国もサーベイランスはされているわけですね。サーベイランスをしていないという国はないですね。

○横田課長補佐 各国の回答で、サーベイランスのところは多少なり記載の方はありますので、一応は実施している形になるかと思えます。ただ、パナマに関してだけは、サーベイランスの計画についての記載はあるのですが、成績の方が割と最近開始したということで、実施頭数と結果の方はまだ記載がされていないということなので、パナマの一番下のところですけども、その部分に関して、サーベイランスの実施頭数等に関して、データがあれば確認をするという形にしております。

○吉川座長 パナマはOIEのポイントから逆計算をして、自分の母集団を出して、その点数に達するためにどのカテゴリーの後ろをどれだけサンプリングすればいいかという逆算をして、計画的にそこに達するプログラムをつくったので、まだそれに対してのデータが出てきていないということです。それ以外の国はサーベイランスとして、それぞれのカテゴリーの実際にあったものを選んできて調べているという、その積上げポイントという格好になっていますし、パナマの場合は逆にポイントの方からサーベイランスプログラムをつくったという格好になっています。

いずれにせよサーベイランスに関しては、各国少しずつ知りたい項目で足りないのがあるということで、こういうものを問い合わせたいということですけども、日本と同じように、どこの国か忘れましたが、臨床症状牛が出ない。だから、神経症状を出した牛はいるけれども、狂犬病とか別の診断理由になっていて、そういう国はやはりポイント

計算をすると全く足りないという事態が起こり得ます。

逆に自分の国は **BSE** には汚染していないという自信はあるけれども、臨床症状牛が非常に多いという格好で、ポイントが非常に高い国もあって、後で事務局の方から完全なカテゴリライズされないとしても、どれくらいのポイントになっているのかというのは計算してもらって、国際基準からすると、どのくらいのサーベイランスになっているということを確認しておきたいとは思っています。

そういう意味で **BSurvE** の基本方針がカテゴリーによって、重みの点数がかなり違うものですから、一概に総得点だけできっちりサーベイランスができていたりとか、あるいは点数が足りていないからサーベイランスがいい加減ということにはならない部分があると思います。サーベイランスに関しても、こういった項目に関しては不足分が多いということで、もう一回問い合わせてもらいたいということでもいいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、生体牛のリスク全体に関しては、そういう意味で前回のものに比べると赤い字がたくさんで、なかなかこの辺の回答をもらいつつ、評価を進めていくという格好になるかと思えますけれども、特に生体牛の方に関して、この項目はちゃんと聞いておかなければいけないというものがあれば、また後で気が付いた点があれば、事務局の方に連絡をしていただけますか。そうしたら事務局の方から各委員に、こういう質問があったけれども、どうするかという問い合わせをしたいと思えます。

それでは、各国の生体牛のリスク評価の比較のカラムとしては、今日の議論の追加になった部分を含めて、こういった項目に関して、もう一回追加の質問を送ってもらおうということでもいいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、後半の食肉及び内臓のリスク評価です。ここは先ほどの表よりは赤い部分が少ないと思えます。**SRM** 除去の実施状況ということで、定義と **SRM** の除去とその実施方法という大きく3つのカラムに分かれておりますけれども、横で見えていくとコスタリカでは国内向けの **SRM** の定義はない。ニカラグアは定義がしていないというわけでもないし、しているともどちらにも回答がないということですか。

○横田課長補佐 そういうことで、回答書で **SRM** の取扱いということで定義があるかと聞いている項目がありますが、そこの記載がないということで、具体的には資料3の16ページがニカラグアの追加確認事項です。

資料3の16ページの真ん中辺りに、これは前回の質問書をそのまま持ってきておりますけれども「2.3.3 特定危険部位 (**SRM**) 等の取扱い」と定義がある場合は、具体的な定義の内容を記載していただきたいという項目があります。その部分が、はいともいいえとも書かれておらず、空欄だったということでどちらかわからないので、ここは再度確認する必要があるだろうということで記載しております。

○吉川座長 ただ、その次の **SRM** の除去のところ、30か月齢超の個体の頭蓋の三叉神

経節、せき髄、目などの特定危険部位は容器に集められ変性した後、と畜場内で廃棄される。頭部、せき髄、回腸遠位部はと畜場内で廃棄されると。あるいは月齢 30 か月齢を超える個体のせき柱については、骨抜きあるいはせき柱加工の場所などで廃棄されると書いてあるとすると、彼らは国内での SRM の定義はあるかという質問に対して、後ろに 30 か月以下の何とかかんとか書いてあるのだから、この意味は何なのだろうと考えませんか。そうしているのだから、定義はあるに決まっているのではないかと。それとも別のことを問っているのか。

全く定義してなくて、SRM 自身が存在しないというなら、それはそれで話わかるのですが、明らかに SRM の除去の項目では SRM の定義をしているわけですね。その処置の方法も全部書いてあって、そう記載しているのだから、SRM の定義があるのかないのかというのは愚問ではないかと思うか、それとも国内に定義があるかという意味は、これは輸出向けの定義ではないですね。SRM の除去というのは、輸出向けの SRM の除去という質問になっていたんですか。

○横田課長補佐 この部分は、後半の食肉の質問のところで、いわゆる頭部とかせき髄、せき柱を除去しているかとか、そこら辺の除去状況についての回答のところで書いてあった記載ということなので、国内向けなのか輸出向けなのかと明示しては聞いていないので、どちらかはここでは正確にはわからないのですが、実際の食肉処理ではこういった部位は除去しているとは思いますが。前半の生体牛の部分で SRM の定義があるかどうかということ、これは当然国内の規則になるかと思えますけれども、その部分での回答がなかったもので、そこはやはりしっかりと確認をしていった方がいいのではないかという趣旨で、SRM の定義の有無について確認をするという形で整理をしております。

従って、もしかしたら後ろの方の 30 か月齢以上のこういった部位は除去していると書いてあるので、それは国内で SRM に定義されているのかもしれないのですが、前半の SRM の定義では、そこは空欄で一切書いていなかったもので、そういうことであれば、そこはそういう回答をしていただきたいという趣旨になります。

○吉川座長 回答書を読んでいると結構ダブっているというか、書く方としてみると、ここに書いたのだから、もうこの項目はいいだろうという感じで書いていないのではないかという印象も多少受けるところがあって、前を見てくれよ、後ろを見てくれよと。あるいは律儀なところは全く同じルールを何回も同じように尋ねたために、何年にこれを決めましたという同じような答えを書いてくる回答になっていて、ここでの趣旨が国内用と国外用と SRM を使い分けているのかとか、あるいは国内用にはないけれども、輸出用にはあるのかということをお問うているのだということと、もしそれが行われているとすれば、それは一体いつからどういうふうな実施されたのかということを知りたいのだということがもう少しわかるように、単刀直入に問うた方が懸命ではないかと思うのです。

○横田課長補佐 そうしましたら、その資料 3 の SRM のところは、もうちょっとこういうことを書いてもらいたいということをお今の指針のような、食肉の方では 30 か月以上とつ

ていると書いてあるけれども、国内でその部位が **SRM** になっているのか、もしくは輸出用だけなのかとかいう部分を。

○吉川座長 もう記述的な文章で構わないと思うので、前と同じ形式でなくても、追加質問ですから、もう少しこちらが答えてもらいたい内容についてわかるような質問形式で追加質問して構わないと思うのです。

では、その辺りについては、今のは定義のところですね。あとはこちらの質問を理解して、国内では定義がなくて、しかし、こちらの質問の意図をわかってくれて、**SRM** の除去はしているという回答をしてくれた国もあるわけですね。では、そこはそういう質問をしてください。

次の **SRM** の除去に関してですが、これはパナマが **SRM** を食用にしているという以外は、大体 **SRM** を除去するスタイルになっているかと思えます。

質問事項としては、除去状況ですね。部位及び月齢。パナマに関しては扁桃、回腸遠位部の除去の確認状況、回腸の取扱いマニュアル、**SSOP**。

済みません。パナマの **SRM** は全部食べている答えに関して、**SRM** の除去状況、部位及び月齢についての確認。

SRM の定義がなくて、**SRM** を食べていて、食べている内容が脳とかせき髄なので、扁桃とかはどうしているのだという質問になるわけですか。

○横田課長補佐 この部分は、前回オーストラリアほか5か国をやったときと同じになります。

例えばパナマに関しては、資料3の29ページ目が該当する追加確認事項です。結局日本に輸出される食肉でそれぞれ部位ごとに除去しているのかどうかということと、除去している場合は月齢が全月齢なのかどうかということをやはりきちんと確認した方がいいだろうと前回5か国を調査会で検討したときにあったと思いますが、それを今回の4か国に関しても同じようなスタイルで確認をするという趣旨でございまして、恐らくせき髄とか脳辺りは食用にしているという回答だと思うのですが、パナマの方ではそう書いてあるのですが、日本向けはどの範囲までとっているのかということを一応確認するという趣旨でございまして。

○吉川座長 わかりました。これは前回議論して、もう少し質問を明確にしようということで、日本向けに関して、どういう取扱いになっているのかということ。

それから、実施方法については、大体どこの国も答えてくれていて、ホンジュラスが **SOP** は 85%、**HACCP** は 14% の施設で導入されている。これはパーセントを確認することですか。

○横田課長補佐 これは単純な数字の間違いではないのかということ、具体的には資料3の39ページ目がホンジュラスの追加確認です。39ページの一番下「2.8.4 と畜場における **SSOP** 及び **HACCP** 導入施設数及び割合」ということで、これは多分、表の縦と横を混同されたのかなと思うのですが、**SSOP** を導入していると畜場が 86% で、**HACCP**

を導入していると畜場は 14%ということで、そこを足すと 100%になるようになっているのですが、導入してはしていないで合計が 100%にならないといけないので、ここは数字がおかしいのではないかとということで確認という趣旨でございます。

○吉川座長 これは確かめてください。SRM の除去等についてはそのくらいの追加質問です。

次が、と畜場での検査、スタンニング、ピッシングについてということで、と畜場の検査については記載が不備なのがパナマとホンジュラスで、歩行困難牛あるいは異常牛の排除をするのかしないのか。と畜場での BSE 検査をするのかしないか。これを問い合わせるということですね。

これはと畜場での BSE の検査というのも、正常と畜牛をある程度、パナマもそうかもしれないけれども、母集団から逆算して入れている国は、全頭検査しているわけではないが、検査をしているという答えをしてくるケースがあるのではないですか。

○横田課長補佐 国によってはそういう回答をしているところもありまして、当然日本みたいに全頭やっているところはないと思います。ただ、パナマとかホンジュラスに関しては、BSE の検査のところその辺りがはっきり記載されていなかったり、あとは細かい検査方法とかがどういう方法でやっていたりするのかが、不明確な部分があったので、事実関係を確認するということです。

○吉川座長 これは多分どちらの国も答えにくい問題ではないと思うので、目視検査の有無をしているかどうか、と畜場での検査があるかないかで答えてくれると思います。

スタンニングに関しては、パナマとホンジュラスが圧縮空気注入式のスタンニングをしているかどうかと問い合わせですね。スタンガンは使っているけれども、空気は入れているかないかのところに答えがないということです。これは実際にやっていることですから、質問をすれば答えてくれると思います。

ピッシングに関しては放棄の有無、ニカラグアはスタンニングの部分の記載をピッシングに書いてしまったということですか。

○横田課長補佐 逆にピッシングの欄にスタンニングの記載をされています。

○吉川座長 わかりました。これはスタンニングの項目で、ピッシングではないですねという確認です。パナマに関してはピッシングの行っている施設が 20%あると書いてあるけれども本当かということですか。

○横田課長補佐 そうです。パナマに関しては資料 3 の追加確認事項の 28 ページに「2.6 ピッシング」とあります。2.6.1 の部分の放棄等に関しては、実際にやっているかやっていないかの部分に関しては「該当なし」という答えが書いてあるのですが、実際のピッシングを行っていると畜場数及び割合の方ではピッシングを行っていると畜場数が 20%ということで、辻褄が合わないような部分がございます。

本当にピッシングを行っているのかどうかということ再度確認するというので、ちなみにこの 20%という数字はその上のスタンニングをやっている施設と同じ数字なので、

もしかしたら混同しているのかなということもございまして、念のために先ほどのレンダリングと同様に、ピッシングという意味が正確に伝わっていない恐れもあるのではないかとと思ひまして、一番下に※で注釈として、ピッシングの用語説明を丁寧に付け加えております。これはほかの国に関してもピッシングが正確に伝わるように、こういうことだという説明文を追加して、再度確認するという形で整理しております。

○吉川座長 わかりました。この回答書を見ると、恐らくスタンガンでやっているか、ハンマーでやっているかという質問に対して、80、20と答えたのをそのまま持ってきている感じなので、今、言われたように、ピッシングとはこういうことなのだと。それをやっているのですかという確認をとってください。

と畜場での検査並びにスタンニング、ピッシングに関してはそういった多少、先ほどもありましたけれども、その語句の使い方、あるいは解釈の仕方に勘違いがある部分、記載が誤解していて数字が合わないといったようなところを問い合わせるということで、特に項目的に大きな問題があるということではないですね。

それから、機械回収肉に関してです。これは特にはないですね。

前回5か国にも求めた日本向け輸出のための付加条件というところで、それぞれ国に日本向けの輸出に関しての特定の要件、あるいは輸出向けの施設として認定されているのか。あるいはそこでのHACCPあるいはSSOPの導入がどうなっているのか。実際の処理に関して、どういった混同防止対策をとっているかというのは、前回5か国に関して追加質問事項に加えたと同じことをこれらの4か国についてもまとめるということです。

この4か国については、特に家畜衛生条件はないですね。

○横田課長補佐 そうなります。

○吉川座長 生体牛に比べれば、実際に各国食肉処理をしているわけで、同時大体どこもHACCPあるいはSSOP等を導入されているので、そんなに大きな問題としての質問事項はないということで、特に前回と同様、日本に輸出されるものについて、もう少し具体的な内容を質問するということです。

暫定的な評価としては、最後のカラムにあるように、リスク低減効果、大きいから中等度くらいかなという評価になっていますけれども、これも回答書を見て、最終的な評価をするということになるかと思ひます。

駆け足できてしまった感があるのですが、各国の食肉及び内臓のリスクの比較に関して、各国に対する追加質問要項をざっと見てきた格好になりますけれども、御意見はございませうか。

門平さん、いいですか。返ってくると、いよいよ評価を粛々と進めていかなければならないので、後になって、やはりこれが足りなかったと言われると、もう一回そこから仕切りなおしになるのでね。

確かに回答書を読んでみると、こちらの質問もかなり微に入り細をうがっているなという気もするし、前5か国に比べると、回答する方もかなり雑だなという印象を受けるとこ

ろがあると思うのですけれども、それでも一応わかるところはそれなりに各国答えてきてくれているので、追加質問に対する回答も受けて、評価をしていきたいと思っておりますけれども、いいですか。

本当は回答書を各国1個ずつ見ながら進めていく方がよかったのかもしれませんが、委員には既に回答書の翻訳に関してはかなり前から渡していたということと、前回までに先発の5か国に対してかなり議論をしながら質問項目も決めてきたので、今回それとの比較で回答書の足りない部分、前回決めたルールで追加質問としての項目を事務局の方に整理をしていただいて、今日審議をしていただくということになったのですけれども、もう一回帰って、質問回答書とこの追加質問表をにらんだ上で、もう少しあそこを議論しておきたかったとかということがあるとすれば、メールでのやり取りになるかもしれませんが、事務局側としてはいつごろまでに各国に対しての追加質問を送ろうという考えですか。あるいは追加の項目があるとしたら、いつごろまでを受け付けますということになりますか。

○横田課長補佐 お忙しいところを申し訳ないのですが、本日のご審議での意見を踏まえて修正しますので、それと併せて、もしご意見等があれば1週間以内くらいを目途にメール等で御連絡いただければ、それも反映させた形で最終的に前回の5か国と同様の形で最終版ということで確認のメールをお送りさせていただきたいと思っております。大体1週間以内くらいでいただけると助かります。

○吉川座長 ということなので、できたらもう一回、回答書と新しく改訂版で送られてくる各国への追加質問表とを見比べて、後で自分たちが評価をするときに、やはりこの項目は聞いておきたいというようなことがありましたら、1週間以内で事務局の方に連絡をしてください。事務局の方としては、もしそういう追加項目があれば、委員の方にこういう意見がありましたということをお渡しして追加した方がいいという意見であれば、出す前に追加項目に加えるという手順でいいですか。

○横田課長補佐 それでお願いできればと思います。

○吉川座長 甲斐先生、佐多先生、いいですか。

(「はい」声あり)

○吉川座長 それでは、今日はこの審議だけでよかったのでしょうか。30分も前に終わるといのは多分、プリオン専門調査会が始まって以来のことかもしれませんが、今日の議論も含めた上で、事務局の方から追加確認事項についてメールが来ると思っておりますので、そこで先ほど言ったように、もし更に追加項目があれば事務局の方に連絡をしていただいて、メールでの審議をした上で、各国に追加質問をしていただくということで進めていきたいと思っております。

先発5か国、今の後発の4か国について、形が整ったところで追加質問をしていただくということで、そちらの方に関してはそういう格好で進めていきたいと思っております。返ってくるまでの間、これまでやってきた評価手法案、評価手法に関しては大体ルールを決めた

と思うので、そこをもう一回再確認した上で総合評価に入っていかなければならないので、答えが返ってきたときを含めて、生体牛の方の評価に関しては、侵入リスクと国内の暴露リスクはそれぞれ分けて時系列で、侵入リスクに関しては半定量評価をしていこうという格好になりましたし、国内暴露に関してはデシジョン・ツリーのような格好でやると。2つをどう組み合わせるのか。あるいはそのまま食肉の方の評価と併せた格好で、3つのカラムで評価していくのか。あるいは前半をもう一回時系列でまとめて、食肉と併せた格好の評価にするのか。その辺も詰めていかなければならないと思います。そうしている間にきっと早いところからは回答が返ってくると思うので、新しい回答を含めた上で評価を進めたいと思います。

事務局の方から何かありますか。

○横田課長補佐 特にございませぬ。

○吉川座長 それでは、本日の議題は以上です。どうもありがとうございました。

次回の日程に関しては、また調整の上、事務局の方から連絡していただきます。

どうも御苦勞様でした。